新型コロナウィルスに関する職員への注意喚起(第6弾)

新型コロナウィルス対策本部

「まん延防止等重点措置」(6/21~7/11)を実施中 感染防止対策の徹底を

「緊急事態宣言」が解除され、「まん延防止等重点措置」に変わりましたが、行政からは 引き続き、基本的な感染防止の徹底、職員や利用者の体調管理の徹底、検査の積極的な活用 など、感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施が求められています。

1回目のワクチン接種完了後に、高齢者施設でのクラスターも確認されています。

施設での直接面会の禁止、利用者の外泊・外出の自粛、施設の職員に対して不要不急の外出の自粛なども継続して求められており、依然として職員の皆さんには不自由な状態を強いてしまっています。

新規感染者数は減少し、高齢者施設の入居者・職員へのワクチン接種も完了しましたが、 在宅サービスや障がい者施設でのワクチン接種は進んでいません。国民全体が集団免疫を 獲得するまでには、まだまだ時間がかかります。

クラスターを発生させないために、今一度、感染防止対策の徹底をお願いします。

職員の皆さんへのお願い

- ◎ 手洗い・うがい・手指消毒、「3密」(密閉・密集・密接)の回避と換気の徹底
- <u>職員の食事休憩時</u>に、十分な感染対策(仕切り、時間、人数制限等)を実施マスクなしでの会話は禁止
- 更衣室でのマスク着用等の感染対策を徹底
- 発熱(平熱より高い場合も)等の体調不良時は出勤せずに、速やかに上司へ連絡
- 通勤等で公共交通機関を利用する時は、三層マスク以上を使用
- 不要・不急の外出・移動の自粛 (特に感染拡大地域との往来・帰省は自粛)

「新型コロナウィルス感染症対策に徹底して取り組む」

「万一感染者が出た場合でも感染を最小限に食い止め、クラスターを発生させない」